

「労働金庫とNPO」、非営利・協同の新たなパートナーシップにむけて

山口 郁子

東京労働金庫 総合企画部

東京労働金庫では、昨年4月よりNPO法人向けの融資制度『ろうきんNPO事業サポートローン』の取扱いを開始した。また、全国の労働金庫においてもNPO活動の促進に向けた様々な施策の検討が進められている。

NPO研究に至る大きな背景は、労働金庫の存在意義の追求である。相互扶助・協同の精神で設立された労働金庫の資金を活用し、市民・勤労者の生活課題の解決を図るという福祉の視点と、21世紀の新たな金融の役割という方向性を、NPOという形で結び付けている。

本稿では、これまでのNPO研究の成果とともに、NPOに対する労働金庫の基本的考え方、支援施策の現状について報告し、21世紀における労働金庫の今後の方向性について考察したい。

1 資金をめぐるNPOの課題

—関係金庫の研究報告から—

(1) 資金調達

NPOの財源には、会員からの会費、政府・自治体からの補助金・事業委託金、民間(財団・企業)からの寄付金・助成金、個人からの寄付金、提供するサービスへの対価、金融機関からの融資などが挙げられる。商品やサービスの購入者(受益者)が支払う対価によってコストを回収する営利企業と違い、NPOが供給するサービスの対価は、受益者から直接徴収するとは限らない。つまりNPOはサービス受益者以外からの資金によって成り立つ組織であり、ファンドレイジングすなわちさまざまな資金提供者へのア

プローチが重要な資金調達手段となっている。NPO自身が、提供するサービスの社会的な意義を訴え、多くの支持を得ることが存在の基盤となる。

(2) 行政・自治体による資金援助

行政・自治体によるNPOへの支援は、官民の役割を明確にした効率的な公共サービスの供給主体としてNPOを捉え、社会行政の分野でのNPOの役割を積極的に認めていくことが前提となる。

行政・自治体による資金支援策としては、

① 自治体の一般会計や基金などによる助成金・補助金

② NPOに対する業務委託

③ NPO寄付に対する税の減免

④ 金融機関の制度融資による支援・信用保証

などが挙げられる。上記①②を直接的支援策、③④を間接的支援策として分類すれば、今後より一層必要とされるのは、NPOを取り巻く環境整備に主眼を置いた間接的な支援である。特に、NPOへの社会的資源の還流を大きくするための、金融事業に対する支援は、産業政策の見地からも重要となる。

2 労働金庫のNPO支援の意義

労働金庫は、労働組合をはじめとする自主福祉事業体および勤労者個人に対する金融信用事業を担うものとして設立された金融機関である。つまり、信用力に乏しく一般の金融機関からの金融サービスが受けづらい人々や団体による相互扶助・助け合いの精神が設立の根幹にある。時代ごとに勤労者の課題に向き合い、オルタナティブな存在として歴史を作って

きた金融機関といえる。市民社会の地殻変動が起きているといわれる今、NPOに対する労働金庫の施策は、市民のネットワークによる公益活動支援への方策を模索し、新たな理念を具現化するものといえる。

3 労働金庫の金融業務による支援策 —

預金業務としては、預金利息の一定割合をNPOへ寄付するNPO支援目的定期預金（『ろうきんボランティア定期』／東京労金）や、毎年一定額を預金口座からNPOへ寄付する自動振替システム（『ろうきん定期寄付システム』／近畿労金）が制度化されている。またNPOの資金運用の一助となるものとしてNPOから受け入れる預金への金利優遇なども検討されている。

今後は、NPO活動の活発化に伴って、身体的な事情などでボランティアとしての参加はできないが、金銭または不動産などの提供によっての支援（参加）を行いたいとする篤志家が多く現われることも考えられ、個人的な信頼関係を超えた市民活動支援の輪の広がりに金融機能を生かしていくことが期待される。

4 労働金庫の融資業務による支援策 —

融資業務は、NPOの支援策として最も効果的であるが、金融機関にとっては最も厄介な問題を抱えている。NPOそのものに対する認識の低さと事業評価の難しさ、信用力の判定基準の曖昧さ、社会性評価と事業運営とのギャップなど、NPOは金融機関の融資審査対象としては、今まで全く範疇になかった組織だからである。

NPOは、地域における様々な社会的課題に対応するため、問題意識を一にする市民により設立・運営されている組織であり、事業自体は小規模であり、収益性も高いとは言い難い。多額の資産を保有している団体は少なく、社会的なミッションが、存在の基盤といつても過言ではない。それゆえに、NPOに対する融資の姿勢としては、通常の中小企業に対する事

業融資の考え方とは、出発時点から性格を異なるものとして捉えておく必要がある。

しかし、事業体としてのNPOを継続して運営していくためには、融資制度の充実が資金調達のもっとも重要な要素となるはずである。助成金や補助金の場合には、人件費や運営費への補助が難しく、イベントへの助成などスポット的な資金の流れになってしまふ傾向が強いのに対し、融資の場合には、金利や連帯保証などの負担はあるにしても、設立資金から設備資金、運営資金、つなぎ資金、福利厚生資金などNPOの資金需要に適うという利点がある。柔軟な資金計画を可能にする手段でもある。

5 NPO融資が労働金庫の事業に果たす役割 —

NPO融資自体は労働金庫の融資伸長や収益改善に多大な寄与をするものではない。しかし、NPOとの連携を図ることにより、自主福祉金融機関の理念性がより高まるだけでなく、事業推進力の強化に繋がる。

(1) 独自性の發揮

非営利組織金融機関である労働金庫のNPO支援策を、ソーシャル・インベストメント（社会的責任投資）と捉え、互助・協同の精神で設立された労働金庫の資金の有効活用という視点と、新たな金融の役割という方向性を結びつけることができる。また、勤労者自主福祉活動の方向は、従来の「職域の生活保障」という枠を超えた広範な視点からのアプローチが求められ、NPOとの新たなパートナーシップは、労働金庫の理念の具現化といえる。

(2) 新たな取引基盤の拡大

NPOは、組織基盤が不安定であることなどを理由に、都市銀行等の取引対象から除かれているのが現状である。現段階において、労金が金融機関としての機能と役割を発揮することは、地域を拠点とした新たな取引機会の創造に繋がる。職域・地域における二元取引および、地域住民を対象とした取引基盤の

拡大は、労働金庫の長年の事業課題であり、NPOはその重要な対象といえる。

6 労働金庫の融資審査・事業評価 —

NPOといえども、融資に際してその事業の健全性・収益性が問われるるのは当然である。金融機関とて、資産の健全性を担保するのは預金者への当然の義務である。

融資審査にあたっては、社会性の評価と融資基準をベースとした事業評価の大きな2つの枠組みにおいて判断することとしている。社会性においては、NPO自体の公開性や地域密着性、地域からの支持などを考慮している。融資基準をベースとした事業評価では、市場性や収益性、将来性などを考慮しているが、これら「評価基準」はNPOの実態に合わせ、今後の継続的な整備が必要である。

当面は、NPOに対する情報の集積をもとに、成功例・失敗例・問題例などから、NPO事業の実態を掴み、融資における審査ノウハウを蓄積していくことを第一義と考えている。

7 金融機関としての姿勢（先ず融資ありきではない）—

NPOに対する金融機関の在るべき姿としては、アメリカのサウスショアバンクの事例が揚げられる。サウスショアバンクの成功要因は、営利を目的として設立された金融機関ではないゆえに、融資に際しての審査基準を厳しく設定し、無理な融資を行わない点にあるといわれている。善意の金融機関だからこそ、審査基準を厳しくすることで、金融機関としての社会的使命を遂行しているのである。

資金を融資することがNPOのためになるとは限らない。NPOの事業評価をきちんと行い、なぜ貸せないのか、どこが融資基準に満たなかったのかなどを公開し、今後のNPO事業活動のサポートに繋げることも重要な金融機能である。金融機能の中にある

様々なツールを使って、事業運営をサポートしていくことが金融機関としての本来の役割である。

8 労働金庫とNPOの新たなパートナーシップに向けて —

今、各県の労働金庫においては、預金・融資、基金を活用したNPOとの関係づくりを急ピッチで進められている。社会貢献活動の一環として行われてきた従来のスタイルに加え、21世紀における新たな金融機関の役割という視点から、新たな事業領域としてNPOを捉えようとしている。

今日、NPO活動の促進に向け今後重要視されるのは、NPOを取り巻く環境整備に主眼を置いた社会的資源還流の仕組みである。労働金庫が、非営利・協同セクターの金融部門の担い手として、資金仲介機能を持ち、市民や企業、労働組合などからの幅広い資金（寄付金・拠出金）の受入機能、NPOへの助成機能、金融支援機能（制度融資への預託・利子補給など）、信用保証機能を持つことは、今後のNPOの発展、事業継続に大きな役割を発揮するに違いない。

そのためにも、勤労者とその家族のための福祉金融機関である非営利組織としての労働金庫の性格を、より現代社会に適合した形で発揮していくため、NPOとの多様な連携のあり方を模索したい。

一参考一

●「ろうきんNPO事業サポートローン」制度内容

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 対象 | 都内に主たる事務所を置くNPO法人 |
| (2) 資金使途 | 運転資金、設備資金 |
| (3) 融資額 | 無担保…500万円、有担保…担保評価の範囲内 |
| (4) 金利 | 年2.850%～4.650% |
| (5) 返済期間 | 手形貸付1年以内、証書貸付 無担保最長5年以内、有担保最長18年 |
| (6) 担保 | 無担保…不要、有担保…不動産・預金 |
| (7) 保証 | 機関保証 および 個人保証人1名 |